（所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第五十条の二十九　所属組合は、特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五　（略）

六　所属組合の名称、特定信用事業代理業者であることを示す文字及び当該特定信用事業代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第五十条の十第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定信用事業代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

七～九　（略）

２　（略）

別紙様式第２号（第50条の10第１項関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第３号（第50条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　（略）

５・６　（略）

別紙様式第４号（第50条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地

（所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第五十条の二十九　所属組合は、特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～五　（略）

六　所属組合の名称、特定信用事業代理業者であることを示す文字及び当該特定信用事業代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

七～九　（略）

２　（略）

別紙様式第２号（第50条の10関係）

（略）

（記載上の注意）

（略）

別紙様式第３号（第50条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における特定信用事業代理業に従事する使用人について記載すること。

２　（略）

５・６　（略）

別紙様式第４号（第50条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地